

コロナ禍における大阪教育大学の活動基準（令和2年5月22日作成（令和4年3月8日一部改正））

[赤枠囲み：令和4年4月1日以降のレベル]

	0	1	2	3	4	5
○学生の入構	通常通り	感染防止対策を講じた上で、入構可	3並びに大学が指定した授業、就職活動に係る取り組み及び許可された課外活動に参加する学生以外は入構禁止	4及び通信環境が整わない学生、楽器練習室を使用する学生以外は入構禁止	研究に使用する生物の維持管理、装置維持管理及び事前に大学から許可を得た各種相談等真にやむを得ない学生以外は、入構禁止	全ての学生の入構禁止
○授業	通常通り	感染防止対策を講じた上で、全ての授業を対面により実施（一部のオンライン授業を除く。）	感染防止対策を講じた上で、対面授業を中心として、オンライン授業との併用により実施	オンライン授業を中心として、感染防止対策を講じた上で、段階的に対面授業との併用により実施	オンライン授業のみ実施	全ての授業を停止
○課外活動	通常通り	感染防止対策を講じた上で、全ての活動を実施	学内で行う活動について、本学の基準を満たす内容の課外活動を許可 学外で行う活動について、各所属競技団体等が作成する基準及び本学の基準を満たす内容の課外活動を個別に判断し許可	学内で行う活動について、本学の基準を満たす内容の課外活動を許可	学内で行う屋外での活動で、（非接触、用具〈ボール等〉の共用がないなど、）本学の基準を満たす内容の課外活動を許可	全ての活動を原則停止
○研究活動	通常通り	感染防止対策を講じた上で、研究活動を実施	感染防止対策を講じた上で、研究活動を実施（ただし、学生の研究室への立ち入りは必要最小限）在宅勤務を奨励	在宅勤務を奨励 感染防止対策を講じた上で、必要に応じて、大学へ入構し研究活動を実施（ただし、学生の研究室への立ち入りは必要最小限）	在宅勤務を奨励 大学機能の最低限の維持のための必要最小限の立ち入りのみ許可	在宅勤務を奨励 大学機能の最低限の維持のための必要最小限の立ち入りのみ許可
○出張・旅行 ※学生の留学は別途基準による ※海外渡航は外務省の感染症危険情報による	通常通り	リスクの高い地域への出張・旅行に注意	リスクの高い地域への出張・旅行の自粛	緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域への出張旅行の原則禁止 その他地域への不要不急の出張旅行の自粛	緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域への出張旅行の原則禁止 その他地域への不要不急の出張旅行の自粛	全ての出張・旅行を原則禁止
○学内会議	通常通り	感染防止対策を講じた上で、対面会議を実施可能とするが、情報共有を前提とした会議はオンライン会議を奨励	感染防止対策を講じた上で、対面会議を実施可能とするが、できるだけオンライン会議を奨励	原則としてオンライン会議を実施。ただし、大学（部局）運営上必要最小限の会議は、感染予防対策を講じた上で、対面会議を実施可能とする	原則としてオンライン会議を実施。ただし、大学（部局）運営上必要最小限の会議は、感染予防対策を講じた上で、対面会議を実施可能とする	全ての会議を原則禁止
○事務体制	通常通り	感染予防対策を講じた上で、原則として通常勤務	感染予防対策を講じた上で、通常勤務 時差出勤及び在宅勤務を奨励	時差出勤及び在宅勤務を奨励。事務機能維持に必要な通常勤務は、感染拡大防止に配慮し行う	原則として在宅勤務。事務機能維持のため、所属長の判断により交替制などを取り入れる	原則として在宅勤務。事務機能維持のため、必要最小限の要員が出勤
○附属図書館	通常通り	感染予防対策を講じた上で、短縮開館 学内者は原則として利用可 一定の条件を付した上で、間隔を十分にとった閲覧席の利用可 東京書籍 Edu Studio(旧まなびのひろば)、グループ学習室等の学習スペースの一部利用制限 学外者は、所蔵が稀少で他での利用が難しい資料について、感染防止対策を講じた一定条件のもと、閲覧等一部の利用が可能	感染防止対策を講じた上で、学内者に限定し、短縮開館 一定の条件を付した上で、間隔を十分にとった閲覧席の利用可 東京書籍 Edu Studio(旧まなびのひろば)、グループ学習室等の学習スペースの一部利用制限	感染防止対策を講じた上で、予約した学内者限定で貸出複写物渡しのみ実施 カウンターでの長時間対応は不可 館内施設、設備等の利用禁止	教員に対して、感染防止対策を講じた上で、貸出返却のみ実施 学生に対して、郵送貸出のみ実施	全ての利用を原則停止
○各種行事 ※対面式で実施する場合、行事実施届を提出	通常通り	感染予防対策を講じた上で実施	行政等による自粛要請を考慮	行政等による自粛要請または規制に従う	行政等による自粛要請または規制に従う	禁止